



第一部

副籍交流事例集

副籍制度における交流活動の充実のために

平成 27 年度から新しい副籍制度が始まります

平成 27 年度から、都立特別支援学校に入学する全ての児童・生徒が副籍をもつことが原則となります。

副籍制度の目指すものは、障害のある人と障害のない人とが交流を通じて相互理解を図り、互いに支え合いながら共に暮らす「共生地域」の実現です。

「共生地域」の実現のためには、将来、その担い手となる小学校や中学校、都立特別支援学校の子供たち一人一人の「心」を育てていくことが大切です。これは「心のバリアフリー」の実現と言えます。

都教育委員会では、副籍制度における交流活動の創意工夫のポイントとして、以下の四つの観点を挙げています。

- 子供一人一人の「心が育つ」交流
- 無理なく「続けることができる」交流
- お互いの「顔が見える」交流
- 将来への「希望がもてる」交流

この観点に基づき、特別支援学校、地域指定校、保護者が協力し、将来の「共生地域」の担い手を育てることができる交流活動を創意工夫することが大切です。

■ 子供同士がお互いのことを知ることが大切です。

直接交流、間接交流に関わらず、地域指定校及び特別支援学校の児童・生徒同士がふれあうことを通じて、お互いのことを知ることができる交流活動が大切です。

そのためには、交流を開始する前に、地域指定校の児童・生徒が、交流する特別支援学校の児童・生徒についての理解を深めることが欠かせません。

特別支援学校の学級担任や特別支援教育コーディネーターは、「理解推進授業」（いわゆる出前授業）を実施することにより、地域指定校の児童・生徒への理解啓発を進めることが必要となってきます。

理解推進授業を通じて、地域指定校の児童・生徒が交流する児童・生徒との関わり方を考えることで、充実した交流活動につながるとともに、特別支援学校の児童・生徒や保護者の安心感が生まれると言えます。

■ 子供同士の「ふれあい」を大切にした交流を計画しましょう。

特別支援学校の児童・生徒にとっても、地域指定校の児童・生徒にとっても、有意義な副籍交流を継続していくためには、交流活動が双方にとって充実したものとなる必要があります。そのためには、地域指定校及び特別支援学校が日頃から緊密な連携を図り、交流活動を創意工夫していかなければなりません。

交流活動は、直接交流、間接交流に関わらず、地域指定校及び特別支援学校の児童・生徒同士がふれあうことが大切です。

例えば、直接交流では、特別支援学校の児童・生徒の体調面などに配慮しながら、参加しやすい時間帯や交流内容を設定することも、一つのアイデアです。

また、間接交流におけるお便り交換の際にも、お互いが顔を合わせることができるよう日程調整や地域指定校で周知するなどの工夫を行うにより、子供同士のふれあいが増えることが考えられます。

たとえ短時間であっても、地域指定校と特別支援学校の児童・生徒同士の「ふれあい」を大切にした交流活動を創意工夫しましょう。

その際、保護者や地域指定校、特別支援学校のいずれもがお互いに負担の掛からない交流となることも重要です。



キーワード

● 「共生地域」

障害のある人と障害のない人が交流を通じて相互理解を図り、互いに支え合いながら共に暮らす地域社会のことを指します。これは、我が国が目指す「共生社会」の理念を更に具体化した概念であり、都教育委員会が独自に用いる用語です。

● 「バリアフリー」

「障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去する」ことを指します。（内閣府「障害者基本計画」（第3次計画）より引用）

● 「理解推進授業」

副籍交流における「地域指定校の児童・生徒に障害の理解を深めるために行う授業」のことです。これまで呼ばれていた「出前授業」と同義であり、都教育委員会は、今後この授業のことを「理解推進授業」と呼びます。